

平成十五年文部科学省令第十八号

文部科学省関係構造改革特別区域法第三十条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令

文部科学省は、構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第二条第三項、第四条第九項及び第十項並びに別表第十六号の規定に基づき、この省令を制定する。

第一条から第五条まで 削除

第六条 削除

第七条 削除

第八条 地方公共団体（構造改革特別区域法（以下「法」という。）第二条第四項に規定する地方公共団体をいう。以下同じ。）が、その設定する構造改革特別区域（法第二条第一項に規定する構造改革特別区域をいう。以下同じ。）において、インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業（通信による教育を行う大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に規定する大学であつて、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用して教室等以外の場所で授業を履修させ及び研究指導を受けさせるものに限る。）の設置、研究科その他の教育研究組織の設置及び配置等の変更（以下この条において「大学の設置等」という。）について、校舎等の施設に係る基準を満たさないで行う事業をいう。）を実施することについて、大学の設置等を促進する必要があると認めて法第四条第九項の規定による内閣総理大臣の認定（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下「認定」という。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、大学設置基準第三十七条又は短期大学設置基準第三十条の規定にかかわらず、大学の設置等を行うことができる。

附 則 （平成一五年八月二九日文科科学省令第三八号）
この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 （平成一六年三月三一日文科科学省令第二五号）
この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 （平成一六年四月三〇日文科科学省令第三二号）
この省令は、平成十六年五月一日から施行する。

附 則 （平成一六年八月三一日文科科学省令第四〇号）
この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則 （平成一七年三月三一日文科科学省令第一六号） 抄
（施行期日）
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成一七年五月一三日文科科学省令第三五号） 抄
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一七年七月六日文科科学省令第三八号） 抄
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一九年二月二五日文部科学省令第四〇号） 抄
この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。

附 則 （平成二二年三月二四日文部科学省令第八号） 抄
（施行期日）
この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成二三年一月二九日文部科学省令第四一号）
この省令は、平成二十三年十一月三十日から施行する。

附 則 （平成二四年五月一〇日文部科学省令第三三号） 抄
（施行期日）
この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

附 則 （平成二五年一月三一日文科科学省令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二六年三月二五日文部科学省令第一〇号） 抄
（施行期日）
この省令は、平成二六年四月一日から施行する。

附 則 （令和四年八月三一日文科科学省令第二八号）
この省令は、構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 （令和四年九月三〇日文部科学省令第三四号） 抄
（施行期日）
この省令は、令和四年十月一日から施行する。

第一条 この省令は、令和四年十月一日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

第九条 削除
第十条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため大学設置基準第三十七条又は短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第三十条に規定する校地（以下「校地」という。）の面積の基準を満たすことができないと認められる場合において、校地面積基準の引下げによる大学設置事業（大学、大学の学部、短期大学の学科その他の大学の教育研究組織の設置及び大学の収容定員の変更（以下この条において「大学の設置等」という。）について、校地の面積に係る基準を満たさないで行う事業をいう。）を実施することについて、大学の設置等を促進する必要があると認めて法第四条第九項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、大学設置基準第三十七条又は短期大学設置基準第三十条の規定にかかわらず、大学の設置等を行うことができる。